

資料編

- (1) 「川棚川総合開発事業 石木ダム建設事業」再評価
- (2) 佐世保市総合計画
- (3) 佐世保市水道ビジョン
- (4) 佐世保市下水道ビジョン
- (5) 時系列傾向分析
- (6) 照会回答
- (7) 要望等
- (8) 代替案
- (9) 石木ダム建設関連事業費用対効果分析結果

(1) 「川棚川総合開発事業 石木ダム建設事業」再評価

1) 石木ダム事業の再評価について（報告）

2) 長崎県公共事業評価監視委員会資料

6河 第158号
令和6年10月4日

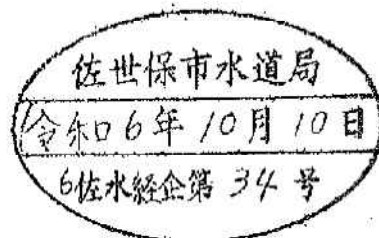
佐世保市水道事業及び下水道事業
管理者 中島 勝利 様

長崎県知事
大石 賢吾



石木ダム事業の再評価について(報告)

「川棚川総合開発事業 石木ダム建設事業」について、再評価を実施した結果、
県の対応方針として原案どおり「継続」としたことを報告します。



令和6年度

長崎県公共事業評価監視委員会意見書

令和6年9月2日

長崎県公共事業評価監視委員会

委員長 友広 郁洋



別記6(再評価)

整理番号	事業計画										再評価の観点					前回事業年度	対応方針(原案)							
	事業名	施設名	事業主体	事業箇所	事業概要	工期		事業費 (億円)	再評価の理由※2	事業進捗の状況及び見込み					上位計画への位置づけ、関連事業の状況			社会経済情勢の変化	地元等の意向	費用対効果分析			コスト削減及び代替案立案の可能性の有無	
						着工完了 上段：当初※1 下段：変更	事業費 (億円)			進捗率 (%)	現時進捗率 (%)	計画進捗率 (%)	計画進捗率 (%)	計画進捗率 (%)						計画進捗率 (%)	B/C 当初※1	B/C 現在		分析基礎の要因の変化
河川-1	河川総合開発事業	石木ダム	県	川棚町	重力式コンクリートダム ダム高H=55.4m 堤頂長L=234.0m	S48 R7	285	再評価後 5年経過 ⑧	210.4	50.1	100(100)	6.4	203.2	・長崎県総合計画「アジェンダ2025 3-3-3「災害に強く、命を守る強靱な地域づくり」に位置付けられている。 ・川棚川水系河川整備基本方針 ・川棚川水系河川整備計画	・人件費や資材価格の高騰、働き方改革による事業費増、工期変更 ・工事工程の見直しによる工期変更 ・用地取得について、収用委員会の決定により、令和元年11月までにすべての用地の明渡期限を迎えている。	・既に8割以上の地権者に協力を得て、ダム下流には代替用地、貯水池左岸部には代替用地を整備し、多くの地権者の方々が後転している。 ・地域から早期に完成を望む要望もあり、また、地元自治体もダム建設推進の立場を明確にしている。	1.2	1.1	【マイナス要因】 ・事業費の増 ・工期の延長 【その他要因】 ・ミニマム投資により、水害被害物処理費用等の増大が追加(プラス要因)	・治水や流水の維持について、現計画案と現計画案以外の代替案を比較検討し、最も有利な案は現計画案と評価している。	R1	継続		
砂防-1	大規模特定砂防等事業	矢の平川砂防施設	県	長崎市	砂防えん堤1基 堤頂長L=1式	H24 R8	7	再評価後 変更 ⑩	6.2	68.5	100(100)	2.0	0.8	・長崎県総合計画「アジェンダ2025 3-3-3「災害に強く、命を守る強靱な地域づくり」に位置付けられている。	・変化なし	・地元より早期完成を求められている。	4.4	3.3	【プラス要因】 ・特になし 【マイナス要因】 ・事業費の増 ・工期の延長 【その他要因】 ・代替案の可能性は無い。	・これまで可能な限りコスト削減を図ってきており、事業効率化に大きく寄与する新たなコスト削減は見込めない。 ・代替案の可能性は無い。	R3	継続		
砂防-2	通常砂防事業	佐須連在家川砂防施設	県	対馬市	砂防えん堤1基 堤頂長L=1式	H27 R3	4	事業採択後 10年経過 ③	0.7	13.3	1(1)	0.1	4.7	・長崎県総合計画「アジェンダ2025 3-3-3「災害に強く、命を守る強靱な地域づくり」に位置付けられている。	・保全人数の減少(24戸→18戸)	・地元より早期完成を求められている。	4.2	2.5	【プラス要因】 ・なし 【マイナス要因】 ・事業費の増 ・工期の延長 ・保全人数減少 【その他要因】 ・特になし	・これまで可能な限りコスト削減を図ってきており、事業効率化に大きく寄与する新たなコスト削減は見込めない。 ・代替案の可能性は無い。	-	継続		
砂防-3	事業部連携砂防等事業	寺坂地区地すべり防止施設	県	諫早市	砂防えん堤1式 抑止工1式	H25 R9	11	再評価後 変更 ⑩	9.7	67.4	100(100)	1.3	3.4	・長崎県総合計画「アジェンダ2025 3-3-3「災害に強く、命を守る強靱な地域づくり」に位置付けられている。	・変化なし	・地元より早期完成を求められている。	4.5	3.7	【プラス要因】 ・特になし 【マイナス要因】 ・事業費の増 ・工期の延長 【その他要因】 ・特になし	・これまで可能な限りコスト削減を図ってきており、事業効率化に大きく寄与する新たなコスト削減は見込めない。 ・代替案の可能性は無い。	R4	継続		

(2) 佐世保市総合計画

1) 第7次佐世保市総合計画（市内総生産堅持、観光都市）

2) 人口推計

後期基本計画

第7次佐世保市総合計画

2024



2027



3. 目指すべき社会の状態

人口減少社会においては、少子高齢化の進展、生産年齢人口の減少による経済規模の縮小、労働力の不足、医療・介護給付費の増大など社会保障制度の受益と負担のバランスの崩壊、税収減による行政サービスの低下など、今後、様々な社会的課題に直面することになります。

また、わたしたちの生活や経済を支えている道路、上下水道、廃棄物処理施設、港湾等の社会インフラの維持・更新に係るコストが増加し、このままでは本市の経済・社会水準の維持を図ることは困難となります。

このことを踏まえ、縮小する社会へ対応していくとともに、限られた労働力でより多くの付加価値を生み出し、市民一人あたりの生産性を高めることで、持続的な発展を目指す必要があります。

そこで、本計画においては、目標とすべき社会の状態として、次のような「堅持すべき目標」を掲げました。



※1 人口と総生産、2つの目標達成を目指すもの(市内総生産は平成27年度の数値)

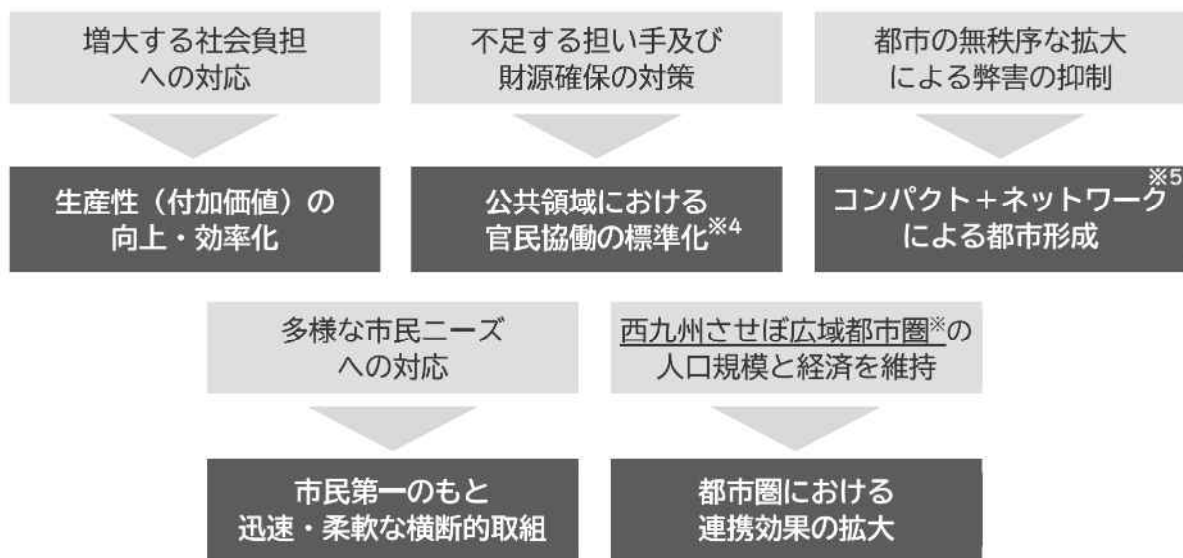
※2 市内総生産(第1次、第2次、第3次)産業+輸入品に課される税等

※3 総生産維持のためには、一人あたり生産性を高めることが必要

第3章 基本目標

1. 共通概念

まちづくりの方向性を示すにあたって、政策・施策全体に影響を与える考え方です。



※4 社会状態の向上という目的のため、官民が定期的な情報交換等により、相互の動向を把握した上で、経済活動や行政事務を行う「官民協働」を一般的な考え方とするもの。

※5 行政や医療・介護、福祉、商業、金融等生活に必要な各種サービスが効率的に提供できるよう、これらの機能を一定の地域に誘導することで「拠点」をつくり、交通や情報ネットワークによって「拠点」同士を結ぶ「つながり」をつくること。

施策1 観光の振興

施策の目的

国内外の多くの観光客が本市の魅力を体感し、観光消費により地域経済が活性化することを目的としています。

施策の目標

KPI(重要業績評価指標)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)
観光消費額	61,046 百万円	95,699 百万円
観光消費額 (一人当たりの平均金額)	24,036 円	34,000 円

市民に求められる基本的な姿勢・役割

- 本市の観光の魅力を体感し、市内外に発信するとともに、観光客に対しては、おもてなしの心で接することが望めます。

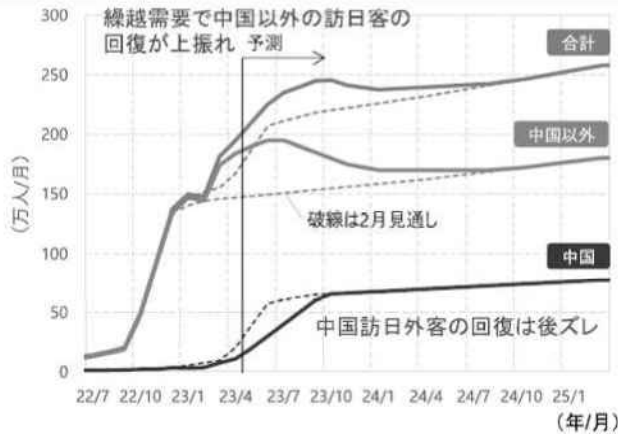
施策の方向性

- 観光 DX の推進
客観的データに基づく効果的なマーケティング活動を展開し、施策の立案・成果の分析評価を次の施策へと繋げる仕組みを整え、観光客の関心を高めます。WEB や SNS などのデジタル媒体を有効に活用し、知名度・認知度の向上につながるようタイムリーでトレンドを踏まえた観光情報の発信を強化します。
- 独自の魅力や強みの強化
本市の集客の柱であるハウステンボスから西海国立公園九十九島をはじめ市内各地へと周遊を促し、周遊滞在型観光の促進を図ります。また、世界文化遺産「黒島の集落」や、2つの日本遺産「鎮守府」「三川内焼」など、佐世保ならではの地域資源の深掘りと更なる磨き上げを進めて高付加価値化に繋げるとともに、情報発信、誘致活動に関係機関と連携して取り組みます。
- インバウンド観光の推進 連携 クルーズ客船
地方誘客に効果的とされる自然や文化的景観等の活用と整備を進め、知名度・認知度向上と訪日外国人観光客の受入体制の充実を図り、魅力的なアクティビティや体験を提供すること、質の高いサービスや付加価値を提供することで、顧客満足度を高め、リピーターを増やし、持続的な成長を実現します。

みずほリサーチ＆テクノロジーズ＜2023～24年度内外経済見通し＞

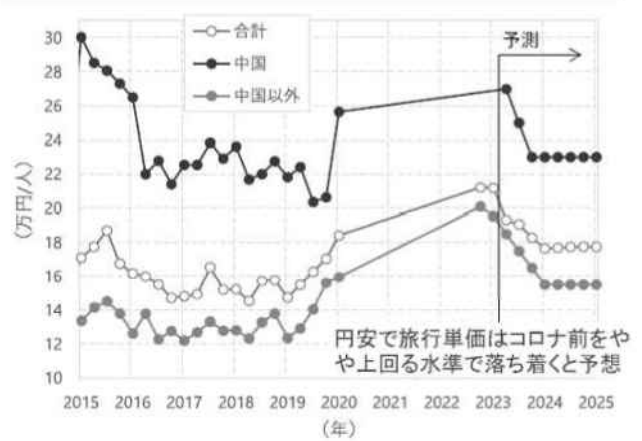
日本：インバウンド需要は中国以外の訪日客増や旅行単価の上振れが回復を牽引

訪日外客数の見通し



（出所）日本政府観光局「訪日外客数・出国日本人数」より、みずほリサーチ＆テクノロジーズ作成

訪日外国人の一人当たり旅行支出

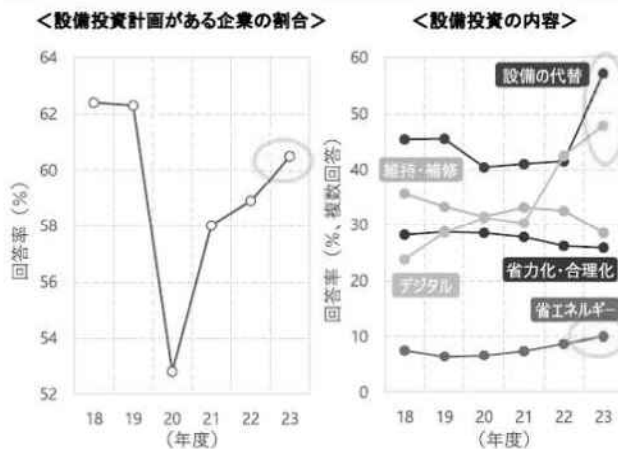


（注）2020年4～6月期から2023年1～3月期のデータはコロナ禍で非公表もしくは外れ値のため表示していない

（出所）観光庁「訪日外国人消費動向調査」より、みずほリサーチ＆テクノロジーズ作成

日本：DX・GX等の構造的な投資需要を背景に設備投資は底堅く推移

設備投資アンケート調査



（注）調査時期は毎年度4月、回答数は大企業・中小企業を含む全国約1万社。デジタル投資は2021年以前が「情報関連投資」、2022年以降が「情報関連投資」と「DX」の合計

（出所）帝国データバンク「設備投資に関する企業の意識調査」より、みずほリサーチ＆テクノロジーズ作成

野村証券金融経済研究所＜2023～24 年度の経済見通し＞

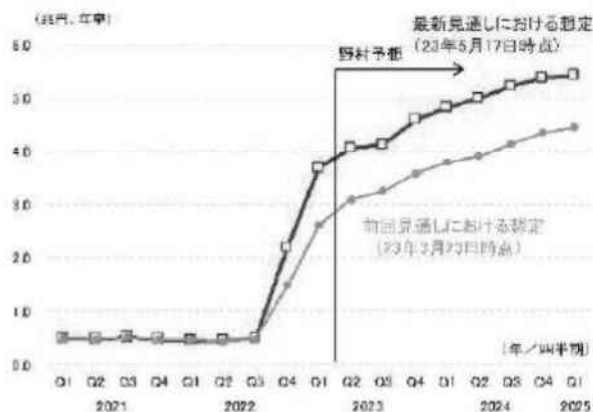
インバウンド消費は今後も景気の下支え要因

一方、インバウンド需要は力強い回復を続けている。1-3月期のGDPベースのインバウンド消費は3.7兆円(実質、年率換算)と、2019年平均の82%まで回復した。同期の訪日外客数は2019年同期比59%であり、1人当たり消費額の増加が、人数の回復ペース以上にインバウンド消費の回復を速めている。1人当たり消費額の増加には、円安やコロナ禍の繰越需要の発現といった一時的な要因に加え、日本を訪れる主要国の賃金上昇による日本の「割安化」や、コロナ禍でのライフスタイルの変化といった構造的な要因も影響している可能性がある。

さらに、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の「5類」移行に合わせて、コロナに係る水際対策(ワクチンの3回接種証明または陰性証明書の提示義務)は、4月29日より全ての国・地域に対して撤廃された。今後見込まれる中国人観光客の回復に牽引され、訪日外客数は今後も増加を続けていくだろう。予想より早い訪日外客数の回復と、1人当たり消費額の上振れを踏まえ、野村はインバウンド消費の見通しを上方改定した(図表7)。23年10-12月期にも、実質インバウンド消費額は2019年の水準を上回る見通しだ。

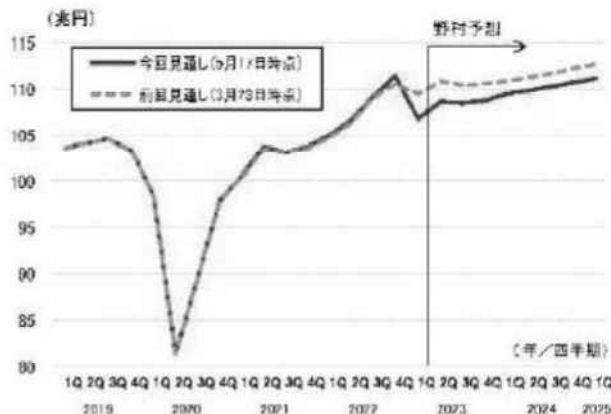
財とサービスを合わせたGDPベースの実質輸出の見通しについては、23年1-3月期の輸出の下振れを受けて、前回の見通しから全体的に下方修正している。インバウンド消費の増加による下支えを受けながら、実質輸出は23年内に概ね横ばいの動きをしたのち、24年初以降増加していくだろう(図表8)。

図表7: 実質インバウンド消費の見通し



出所: 内閣府資料より野村作成

図表8: GDP実質輸出の見通し



出所: 内閣府資料より野村作成

■ 個人消費 「回復しつつある」

百貨店・スーパー販売額は、外出機会の増加により、衣料品や化粧品が好調であるほか、商品単価の上昇などから、前年を上回っている。ただし、一部では物価高の影響により、買い上げ点数の減少などがみられる。

コンビニエンスストア販売額は、観光地やオフィス街で来店客が増加するなど、前年を上回っている。

専門量販店販売額は、前年を上回っている。

乗用車新車登録・届出台数は、自動車減産の影響緩和による納期の改善により、前年を上回っている。

観光は、主要観光施設の入場者数・主要地区の宿泊者数をみると、感染症の5類移行などにより、前年を上回っている。

■ 生産活動 「持ち直しつつある」

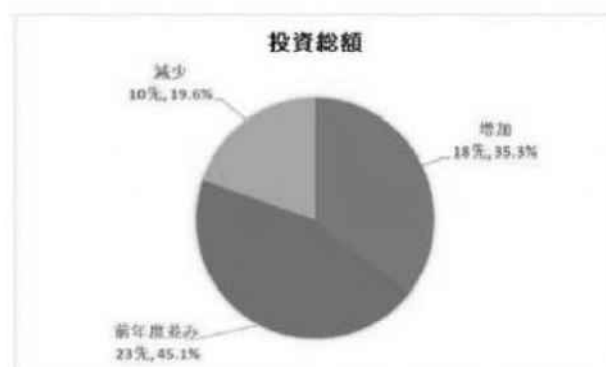
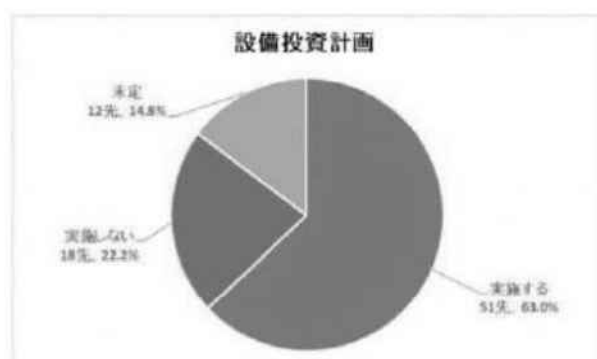
生産活動を主要業種でみると、電子部品・デバイスは、一部に弱い動きがみられるものの、高水準で推移している。はん用・生産用機械は、増加傾向にある。造船は、緩やかに増加している。

■ 雇用情勢 「緩やかに持ち直している」

製造業等で求人が増加しており、有効求人倍率は堅調に推移しているなど、雇用情勢は緩やかに持ち直している。

長崎県＜令和5年度長崎県景気動向調査（第3回）＞

3.今年度の設備投資の計画(有効回答数:81 先) 投資総額(前年度実績比)(有効回答数:51 先)



佐世保商工会議所＜佐世保市内経営動向調査報告（2023 年度7～9 月期）＞



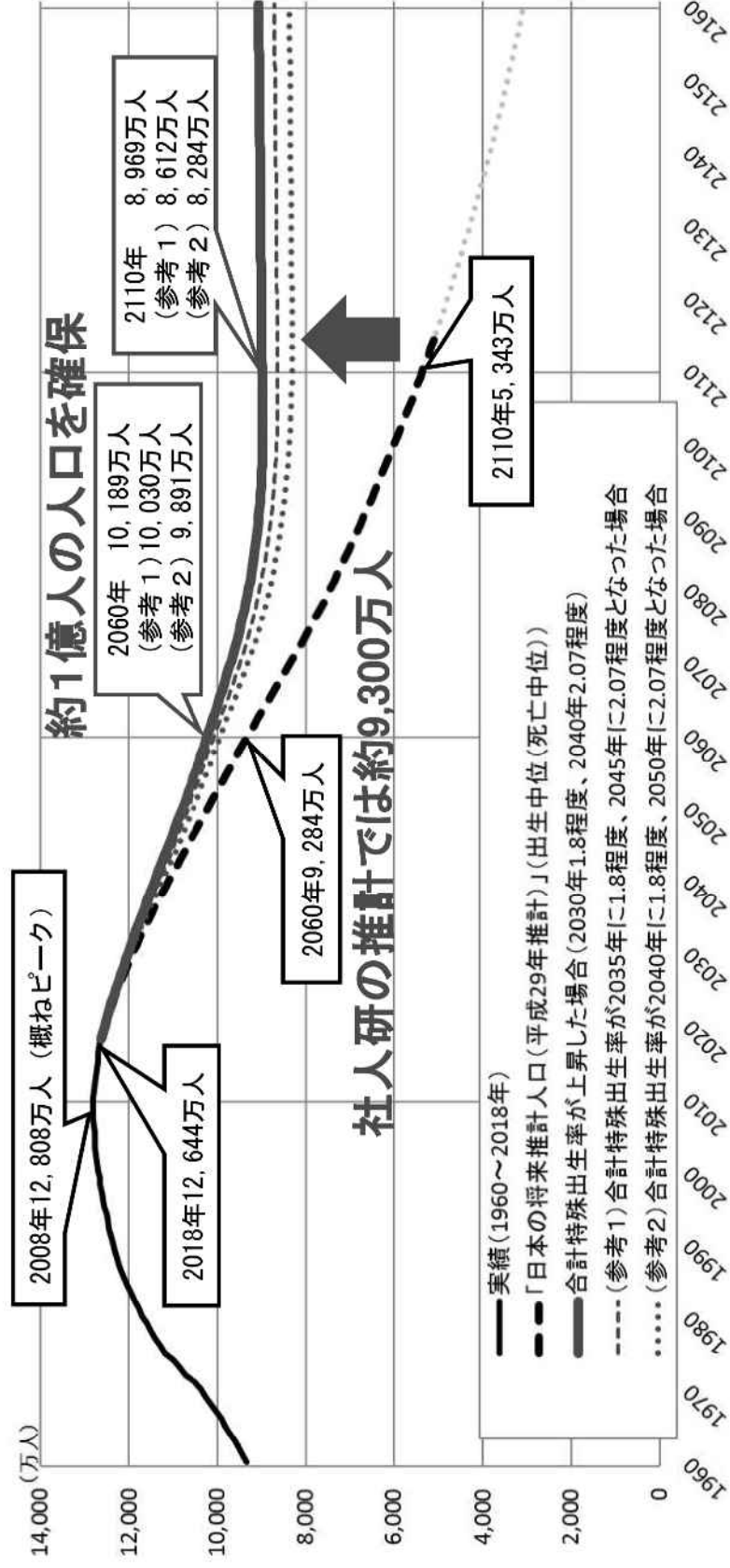
まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（令和元年改訂版）及び

第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」

（概要）

- 社人研の推計（注¹）によると、2060年の総人口は約9,300万人まで減少。
- 仮に合計特殊出生率が上昇（注²）すると、2060年は約1億人の人口を確保。
- 仮に合計特殊出生率の向上が5年遅くなると、将来の定常人口が約300万人少なくなくと推計。

我が国の人口の推移と長期的な見通し



（注1）社人研「日本の将来推計人口（平成29年推計）」出生中位（死亡中位）

（注2）「合計特殊出生率が上昇した場合」は、2030年に1.8程度、2040年に2.07程度となった場合について、まち・ひと・しごと創生本部事務局において推計を行ったものである。

（注3）実績（2018年までの人口）は、総務省「国勢調査」等による（各年10月1日現在の人口）。2115～2160年の点線は社人研の2110年までの仮定等をもとに、まち・ひと・しごと創生本部事務局において、機械的に延長したものである。

1. 東京一極集中の是正に向けた取組の強化

① 地方への移住・定着の促進

+

② 地方とのつながりを強化

・ 関係人口の創出・拡大

・ 企業版ふるさと納税の拡充

地方移住の裾野を拡大

2. まち・ひと・しごと創生の横断的な目標に基づく施策の推進

① 多様な人材の活躍を推進する

・ 多様なひとびとの活躍による地方創生の推進 等

② 新しい時代の流れを力にする

・ 地域におけるSociety 5.0の推進 等

佐世保市

まち・ひと・しごと創生総合戦略

～市民と行政の連携による佐世保市の新たな挑戦～

第1編 地方創生総論

第2編 佐世保市長期人口ビジョン

第3編 佐世保市まち・ひと・しごと創生総合戦略

第4編 地方創生プロジェクトとその実践

平成27年10月

平成30年 2月改定

佐世保市

そこで、本市人口の将来展望として、

- 市民の希望出生率2.09を2030年までに達成します。
- 転出超過を克服し2040年までに転入超過を達成します。

【目指す将来の定住人口】

- 2040年時点で21.5万人以上を目指します。
- 2060年時点で20.0万人以上を目指します。
- 減少した定住人口分の消費額をカバーする、交流人口（観光客、通勤・通学者など）の確保を目指します。

【将来人口の推計】

上記を達成することで、以下の人口が推計されます。

	2010	2020	2030	2040	2050	2060
社人研準拠	261,104	241,197	218,417	193,951	169,463	146,438
独自推計	261,104	244,910	230,443	218,107	208,597	201,936

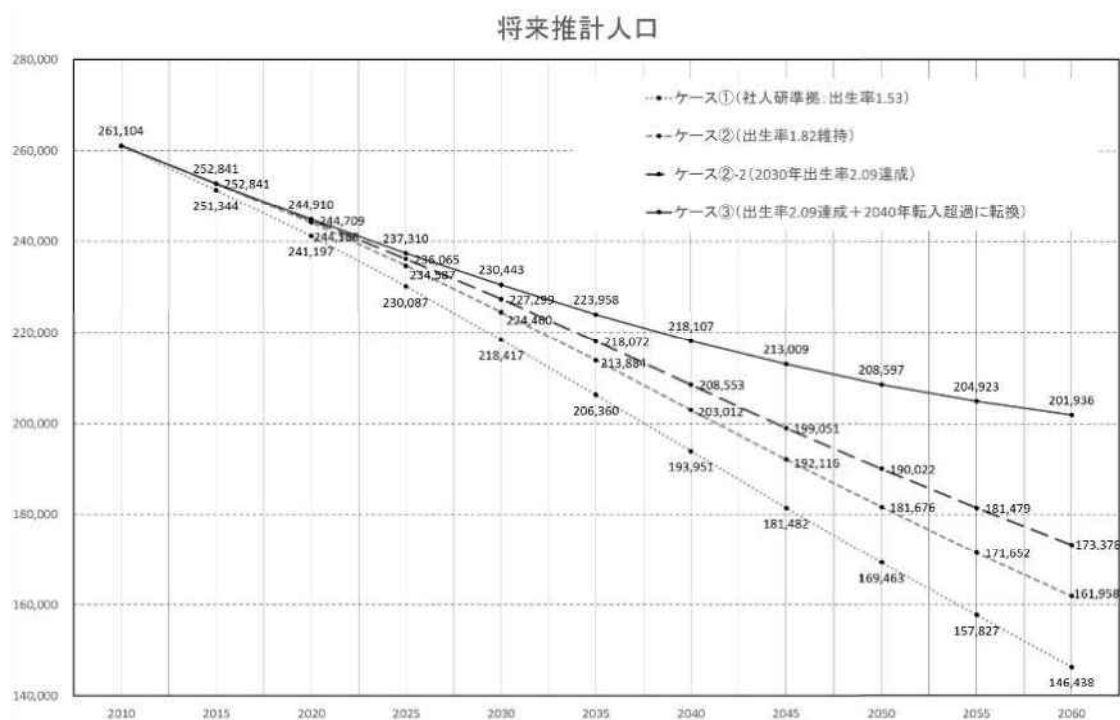


図 35 将来推計人口

(政策推進センター作成)

第1編 地方創生総論

1 佐世保市にとっての地方創生と総合戦略の定義

【地方創生】

総務省統計局によれば、2008年に減少に転じた我が国の人口は今後急減することが見込まれています。その要因として、全国的な出生率の低下があげられ、特に出生率の低さが際立っている東京圏への地方からの人口集中が日本全体の人口減少に結び付いていると国は分析しています。

そこで国は、国民の出生の希望をかなえることとともに、東京の一極集中の是正を果たすことを目指して、長期人口ビジョンと総合戦略を策定し、国民の希望の実現に全力を注ぐ「地方創生」により地方の若返りを呼びかけています。

「地方創生」とは、これまでの地方から大都市圏へ人材を輩出し続けてきた構図を大きく転換し、地方で国民の希望をかなえる豊かな暮らしを実現することを目指しており、そのために地方（地域）が主体的に取り組を進め、元気な地域をつくることが求められているものと言えます。

【まち・ひと・しごと創生総合戦略】

地方においても急激な人口減少が見込まれる中で、元気な地域を次の世代につなげていくためには、若い人や女性の活躍、子育て環境の改善、新たな雇用づくりと地域を担う人材育成などの様々な活性化策に取り組む重要性がさらに高まっており、特に若い人の流出による人口減少は地方都市における共通の課題です。

佐世保市では、これまで人口減少社会や高齢化社会を見据えながら佐世保市総合計画を策定し、本市の将来像及び基本目標を掲げ行政運営を進めてきました。

これまでも市民協働の考え方に基づき官民連携を進めてきましたが、人口急減に至る局面においては、行政施策だけではなく、佐世保市民全体で課題を共有し連携した取り組みが重要です。諸々の課題解決にあつては、産官学金労言民福¹の連携に視点を向け、「共働（ともに働く）」を強めることが必要です。

総合計画が市政全般を網羅する行政施策が中心の計画であるのに対し、この総合戦略は、ターゲットを絞り込んで人口減少社会の共通課題を克服するために産官学金労言民福の各主体が連携し、活路を見出すための方向性を示しております。



¹ 産業界・行政・教育機関・金融機関・労働団体・メディア・住民・福祉を指す。

2 総合戦略の推進のための仕掛けづくりの必要性

(1) 総合戦略と地方創生プロジェクトとの関係。その推進のために必要な「組織（関係）づくり」、「ひとづくり」、「資金づくり」

佐世保市総合戦略では、「しごとづくり」「ひとの流れ」「結婚・出産・子育て」「地域づくり」に関する4つの基本目標を掲げ、産官学金労言民福のそれぞれの主体の実際の取組みを複合化・連携化することで、分野横断的に高い効果が期待できると考えます。

地方創生へ4つの基本目標に関する取組みは、これまでの佐世保市（行政）の総合計画に掲げる重点プロジェクトをはじめとする施策の推進に合致するものであり、総合戦略はその有効な手段と位置づけられます。

そこで、本市総合戦略において、行政事業、民間事業、官民連携事業など、様々な事業について相乗効果が期待できる単位（「テーマ」）としてわかりやすくプロジェクト化し、プロジェクトの枠組みを活用し、民間の応援を得ていくことで、既存・新規を問わず各種事業効果の向上につなげていくことが期待されます。

各プロジェクトの実施主体は必ずしも行政ではなく、民間と行政の関係は、これまでの「要求者と回答者」から、プロジェクトの実践に向け、ともに検討・実践する協働メンバーということになります。ここで、常に協議を行いながら、短期・中期・長期の視点で事業を決めていく、いわゆる実践できる「組織づくり」を行います。

国は、地方創生の支援を、従来の縦割りの事業ではなく、官民連携、横断的な事業に対して、まさに、このプロジェクトの中で進めようとする連携事業に対して支援を行っていく考えが示されています。この地方創生を「変える・変わるチャンス」と捉え、官民ともに、できるものから取り組み、着実に動きを変えていく、そのような発想ができる「地域づくり」、「人づくり」が求められています。

また、このプロジェクトの枠組みを活用して、新たな連携先の開拓や地方創生のキーとなる大学連携を進めるなど、既存事業あるいは行政が企画する新規事業を進めるにあたって、産官学などの連携を強化して、効果的な事業実施、あるいは民間活動の活性化につなげていただき「地方創生の取組みに主体的に取り組む人（企業）」を応援していくものと思います。

さらに、佐世保市地方創生推進協議会には金融業界も参画し、地方創生につながる事業については、積極的に取り組む意向です。例えば、ファンドの活用などが考えられますが、官民連携の事業に継続性を持たせるためにも、行政からの支援（交付金など）のみならず、金融機関からの資金調達や民間の資金等を活用し、循環させる「資金づくり」の取組みを、官民連携のモデル事業となるよう検討を深めてまいります。

令和6年12月11日

佐世保市水道事業及び下水道事業

管理者 中島 勝利 様

佐世保市長 宮島 大典



水需要予測にかかる将来人口の見通し等について（回答）

令和6年12月3日付け6佐水経企第46号で依頼がありました標記の件につきまして、下記のとおり回答いたします。

記

現時点における政策目標につきましては、令和2年度から令和9年度までの8年間を計画期間とする第7次佐世保市総合計画（以下、「総合計画」という。）に地方版デジタル田園都市構想総合戦略（前佐世保市まち・ひと・しごと創生総合戦略）を包含させ、堅持すべき目標（人口ビジョンの目標）として人口23万人（令和9年度）を定めております。

今後の将来人口の見通しにつきましては、総合計画の期間に続く次期計画（第8次佐世保市総合計画）を策定する予定としておりますが、現在、第7次総合計画の期間中であるため、次年度以降に今後の状況を見ながら次期計画の策定を進めていく中で目指すべき将来の人口像を見直す予定としております。

しかしながら、将来の人口につきましては、目指すべき社会の状態として、現状維持を目標とすることが市政発展につながるものであり、次期総合計画の期間中は、少なくとも中核市の要件である20万人を維持したいと現時点では考えております。

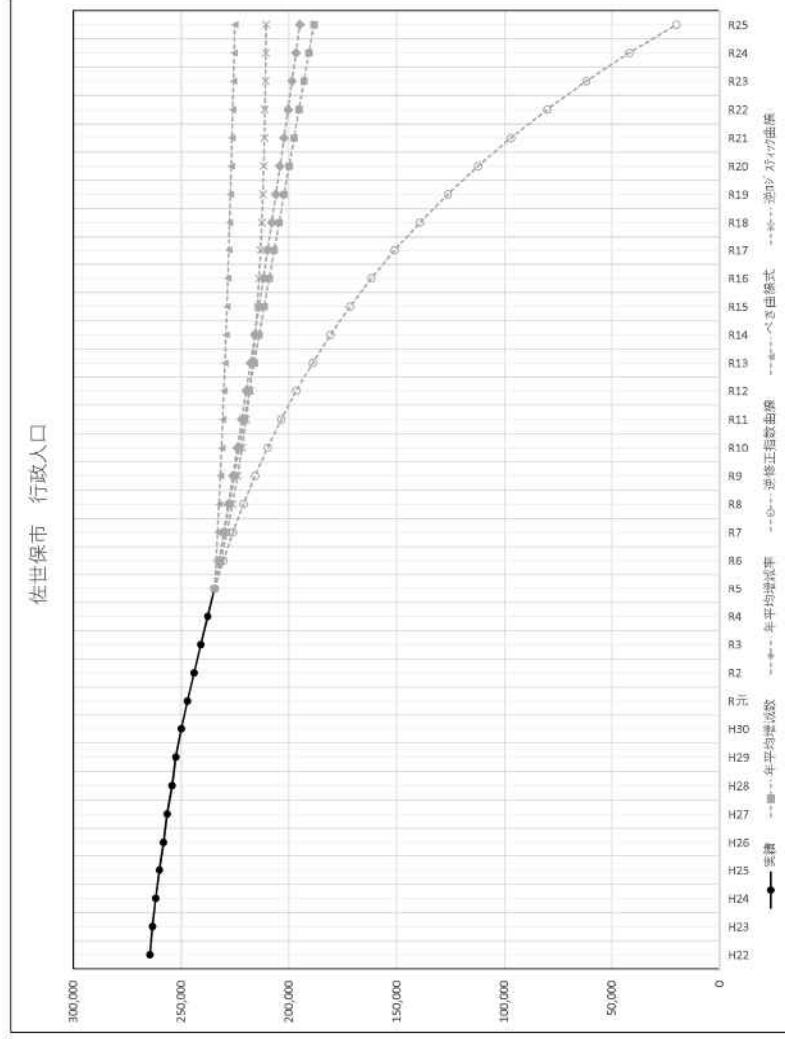
以 上

企画部 政策経営課

担当：小森、富永

内線：2425、2426

佐世保市 行政人口



※実績期間 (H22～R5)

※K=210,000

※C=269,004

R=		実績	年平均増減数	0.989786394	年平均増減率	0.987319955	0.999682029	0.882269575	0.99947567
H22		264,465							
H23		263,326							
H24		261,775							
H25		260,084							
H26		258,132							
H27		256,504							
H28		254,180							
H29		252,463							
H30		249,949							
R元		247,096							
R2		243,997							
R3		240,871							
R4		237,686							
R5		234,504							
R6		232,198	232,345	230,401	233,761	231,538			
R7		229,893	230,206	225,922	233,068	228,736			
R8		227,588	228,087	221,031	232,419	226,141			
R9		225,283	225,987	215,690	231,808	223,783			
R10		222,978	223,906	209,869	231,232	221,675			
R11		220,673	221,845	203,492	230,687	219,820			
R12		218,368	219,803	196,541	230,169	218,208			
R13		216,062	217,779	188,950	229,677	216,825			
R14		213,757	215,774	180,662	229,207	215,648			
R15		211,452	213,788	171,612	228,759	214,656			
R16		209,147	211,819	161,731	228,329	213,826			
R17		206,842	209,869	150,942	227,917	213,136			
R18		204,537	207,937	139,162	227,521	212,564			
R19		202,232	206,023	126,300	227,141	212,092			
R20		199,926	204,126	112,255	226,774	211,705			
R21		197,621	202,247	96,921	226,420	211,388			
R22		195,316	200,385	80,177	226,078	211,128			
R23		193,011	198,540	61,895	225,748	210,917			
R24		190,706	196,712	41,933	225,428	210,744			
R25		188,401	194,901	20,137	225,119	210,604			

(3) 佐世保市水道ビジョン

- 1) 統合計画（広田水系）
- 2) 統合計画（北部エリア）
- 3) 計画年次
- 4) 統合計画（簡易水道）
- 5) 有効率

佐世保市

水道ビジョン2020

-2020～2029-

未来につなぐ
信頼される佐世保の水道

佐世保市水道局

第4章 アセットマネジメントの導入

1 アセットマネジメントの導入

Ⅱ. 経費削減

将来の更新需要を削減し、水道施設の資産管理と効率的な運用を実践していくためには、施設の長寿命化、再構築、人口減少に応じた施設規模の最適化（ダウンサイジング）によりライフサイクルコストの低減を図る必要があります。

施設の長寿命化については、これまで佐世保地区及び北部エリアにおいて健全度診断と台帳整備を実施し、水道施設を使用できる限界まで引き延ばして更新を行う「施設の長寿命化」の方策について検討してきました。検討の結果、先延ばしできない基幹管路については、先行して更新に着手しました。今後も、健全度判定の精度向上に向けた研究を継続し、可能な限りの長寿命化を図っていく必要があります。

予防的対策として、事故が起こった際にお客さまへの影響が大きい老朽化した基幹管路や、濁水が生じやすい老朽化した鋳鉄管については優先的に更新する必要があります。それ以外の管路については一定のリスクを抱えざるを得ない状況も想定し、事後対処の充実化を図る必要があります。

施設の再構築については、現在の広田浄水場の更新と新規水源開発に伴う新規浄水場の統合をはじめ施設の統廃合を進めて施設数を削減していく必要があります。

施設規模の最適化（ダウンサイジング）については、配水池の容量や管口径など人口減少に応じて規模が過大となる場合もあるため、更新の際に適宜施設規模の検討を行い、最適化を図る必要があります。

水道システムが分離独立している北部エリアについても、将来的には佐世保地区と施設統合する方向で検討を進め、施設の効率化に向けて取り組む必要があります。

第3章 現状と今後の課題

3 慢性的な水源不足と地域格差の解消

Ⅲ. 地域格差の解消

前述したように（P2参照）、水道は能率的な経営のもとで可能な限り料金負担を抑制して供給しなければならないことから、事業の合理性、効率性を高める必要があります。しかしながら、本市は、市町合併以前の水道施設がそれぞれ分離独立した形となっており、一元的な運営ができておらず、合理性・効率性に欠ける状態となっています。

また、水道は、公平・公正なサービスの提供が求められますが、分離・独立した施設の現状では、渇水時に小佐々地区のみが給水制限を延長するなど、公平で均一な給水サービスを提供できているとは言い難い状況となっています。

このような格差が生じないよう、水道法では「同一の市町村の既存の水道事業との統合」を進めることが求められています。

そのため、本市では水道施設を統合し、佐世保地区から北部エリアの各地区に送水する一元的な水運用を行うことで、格差の解消を図るとともに、事業運営の効率性を高めることを考えています。

「小佐々地区の渇水の事例」

平成19年度・・・小佐々地区のみ1ヶ月間給水制限を延長

（佐世保地区は早期に解消）

平成23年度・・・小佐々地区のみ節水広報を実施

平成30年度・・・小佐々地区のみ節水広報を延長して長期間実施

（佐世保地区は早期に解消）

なお、小佐々地区の渇水時の格差解消に関しては、旧ビジョン期間中に北部エリアでの地下水ボーリング調査を行ってきましたが、いずれの地点でも有効な水源の確保には至っていません。

市町合併から10年以上が経過しており、公平な給水サービスの確保は喫緊の課題であることから、優先的に事業を推進する必要があります。

「慢性的な水源不足と地域格差の解消」の課題

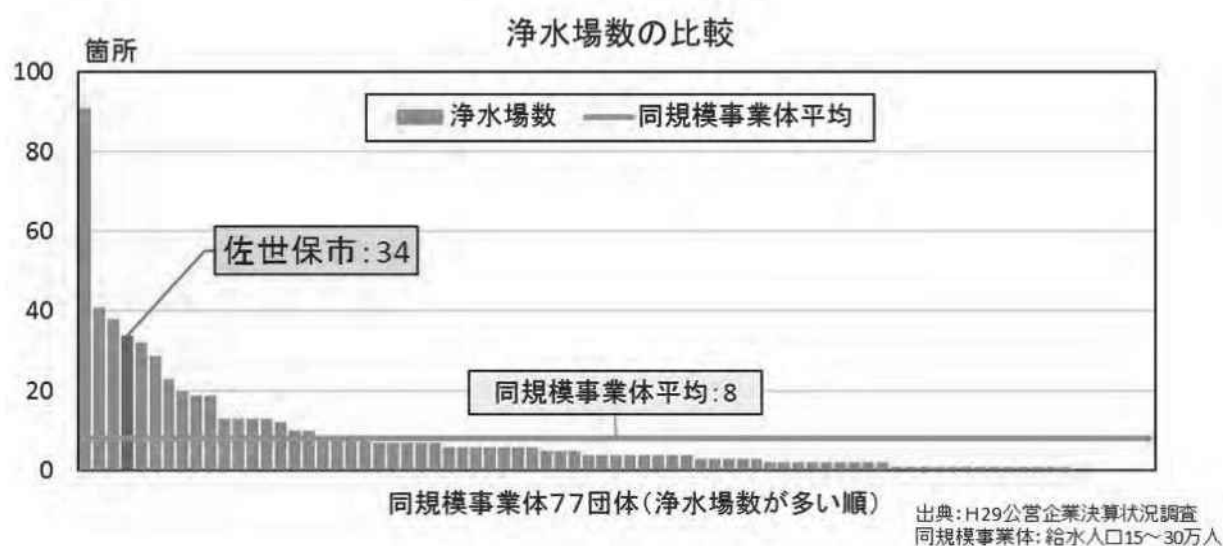
- 慢性的な水源不足への対応
- 北部エリアとの地域格差解消

第3章 現状と今後の課題

6 水道施設が抱える課題

また、本市には前述の3箇所以外に北部エリアを中心に小規模な浄水場が31箇所存在し、合わせて34箇所の浄水場を保有しています。これは地勢条件や市町合併の経過から生じたもので、その数は類似団体の中でも多くなっています。

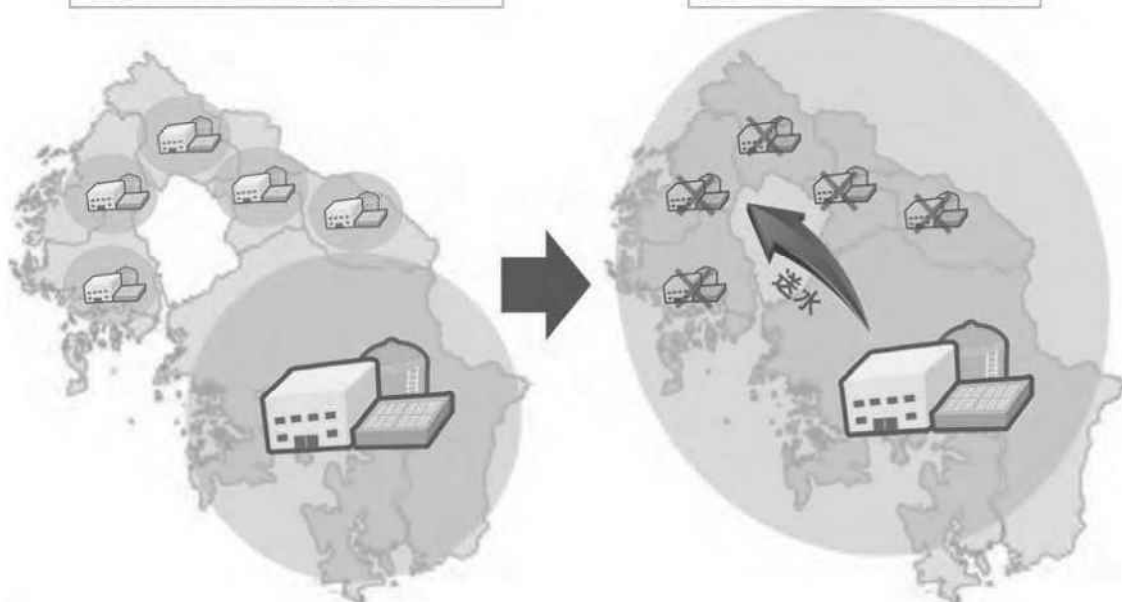
全体の14%を31の浄水場でそれぞれ分担して処理していることから効率性が悪く、市町合併のスケールメリットの発揮や経営の効率化の観点からも、施設の再構築により統廃合を進め、施設数を削減していく必要があります。



水道施設の再構築 イメージ図

小規模な施設が分離独立して点在

統合して小規模施設を廃止



第5章 基本理念と基本方針

2 基本方針

基本理念に沿って事業を推進していくにあたり、基本的な取組の方向性となる「基本方針」を以下のとおり定め、将来に向けて信頼される水道を持続できるよう、着実な事業実施を図ってまいります。

安全な水道サービスの確保

- ・常時、安定して水を供給できるよう、慢性的な水源不足の早期解消に向けた取り組みを進めます。
- ・清浄な水づくりを確保するために、水質検査の確実な実施を図り、水質基準を遵守します。
- ・北部エリアとの水源の地域格差の解消に努めます。
- ・災害時等の断水に際し、市民生活や経済活動への影響を最小限にとどめることができるよう、給水の早期復旧に向けた危機管理対策の充実・向上を図り、安全で強靱な水道サービスの確保に努めます。
- ・市の関係部局と連携した市民皆水道の実現を図ります。

持続可能な水道事業の実現

- ・水道施設の長寿命化や再構築、規模の適正化など経費の縮減と優先度をつけた経費の平準化、セーフティーネットとしての事故対応力の強化を図り、強靱で持続可能な水道事業の実現に取り組みます。
- ・収益の安定化を図るために、遊休資産の利活用、水道料金体系の最適化の検討等に取り組みます。
- ・水道法で求められる基盤強化につながる官民連携や広域連携の検討とともに、人材育成、技術継承を図り、水道事業を支える体制整備に取り組みます。

市民からの信頼の確保

- ・施設見学や水源地の開放、お客様に直接働きかける広報を実施し、水道事業全般にわたる市民理解を深めます。

第6章 実施施策の内容

2 具体取組

基本方針① 安全な水道サービスの確保

基本施策① 水源確保

取組事項① 石木ダム建設促進の取組

課題	取組の方向性
➤ 慢性的な水源不足への対応（P 20参照）	➤ 石木ダムの早期実現 石木ダム完成イメージ図 

取組内容

前期計画
（5年）

北部エリアの統合も踏まえた水の安定供給の早期実現に向け、長崎県や川棚町と連携し、石木ダムの確実な事業進捗（2025年（令和7年）度完成予定）を図ります。

後期計画
（5年）

前期計画に引き続き、確実な事業の進捗を図ります。

第6章 実施施策の内容

2 具体取組

基本方針① 安全な水道サービスの確保

基本施策③ 地域格差の解消

取組事項① 地域格差解消の取組

課題	取組の方向性
➤ 北部エリアとの地域格差解消（P 21 参照）	➤ 水運用による地域格差解消に向けた検討

取組内容

前期計画
(5年)

小佐々地区においては、渇水時の水道サービス等に格差が生じている実態があることから、佐世保地区からの送水により、早急に不均衡解消への取組を推進します。

後期計画
(5年)

前期計画の考え方にに基づき、計画的な事業実施を図ります。

第5章 基本理念と基本方針

3 取組姿勢

I. 長期視点をもった目標の設定

将来にわたって、市民の皆さまの暮らしに欠かせない水道サービスと健全な水道事業経営を持続させていくためには、将来を見据えたうえでの事業展開が重要となります。

本市では、40年後の将来見通しを基本に、長期的な指針として、前半20年間では、人口減少を踏まえた将来の都市デザインを見据えながら施設の再構築を進めるとともに、老朽化施設の更新・改修を行い、財政収支の見通しに沿った戦略的・計画的な事業の実施により経営基盤の強化を図ることとしています。

特に、本ビジョン期間においては水の安定供給の推進と経営基盤の強化に向けた実践体制を強化します。後半20年間では、質・量ともに水道システム及び事業経営の高度化・効率化を図ります。

また、本市では「第7次佐世保市総合計画」に基づいた多様な政策の推進により人口減少の抑制や観光客等の増加、さらには地域経済全体の活性化を目指すこととしています。

そのうえで、当初10年間を水道ビジョンの計画期間として具体的な取組みを明確にし、さらに本ビジョンを確実に進めるために前期後期それぞれ5ヶ年に分け、確実な目標管理・進捗管理を行うとともに、取組みの成果について評価・分析し、実効性・実現性を高めることとしています。



第3章 現状と今後の課題

9 その他の課題

I. 簡易水道

本市では、水道事業のほかに22の簡易水道事業及び2つの飲料水供給事業（以下、「簡易水道事業等」という。）を維持管理しています。これらの施設の総数は貯水・取水施設45箇所、浄水施設25箇所、配水施設105箇所、ポンプ所62箇所の計237箇所となります。

本市では市町合併に伴い簡易水道事業を料金の統一など経営を統合し、事業の運営や施設管理を行ってきましたが、水道システムとしては地域ごとに分離独立したままの形となっています。

簡易水道事業等は、水源が不安定な地域もあり、水量の不足や水質の悪化も危惧されているため、将来的には事業継続の観点からハード統合に向けた対策を行う必要があります。

II. 民営簡易水道及び未普及地域の対応

本市には、本市が管理していない民営の簡易水道、専用水道、飲料水供給施設等（以下、「民営簡易水道等」という。）や未普及地域が一部存在します。

これらの事業は、維持管理の担い手や施設の更新費用を確保できないなど、様々な課題を抱えています。

特に民営簡易水道等においては、不安定な水源、水質の悪化等の課題が深刻化しており、近年では、民営簡易水道等を水道事業へ統合することについて、議会や市政懇談会などで地域課題に挙げられるほか、事業の代表者から要望書の提出がなされています。

これらの課題に対しては、取組みの主体となる市の関係部局と連携し、安全安心な水の安定供給に向け取り組んでいく必要があります。

「民営簡易水道及び未普及地域の対応」の課題

- 民営簡易水道の統合
- 未普及地域への対応

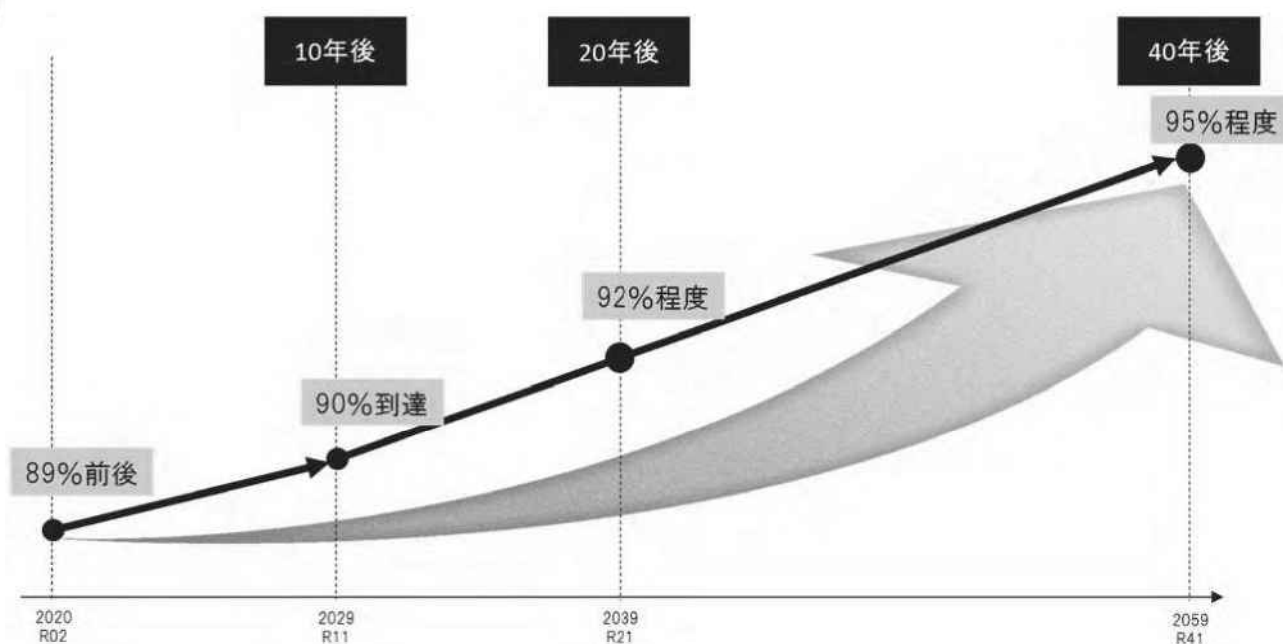
第6章 実施施策の内容

3 指標一覧

※有効率の目標値について

有効率の目標設定にあたり、本市は厚生労働省が示す目標値に到達できていないため、まずは中期的な目標を90%とします。当面は、90%程度を維持するとともに、引き続き有効率の向上を目指し、システム構築や効果的な施設更新などを計画的に進め、着実な向上を図ることとします。

長期的な目標については、厚生労働省通知の努力目標である「95%」を目指すこととし、40年後には95%の目標値を達成することができるよう、長期的な視点をもって効率的なハード整備やソフト対策を推進していきます。



【厚生労働省通知：水道の漏水防止対策の強化について（H2）】

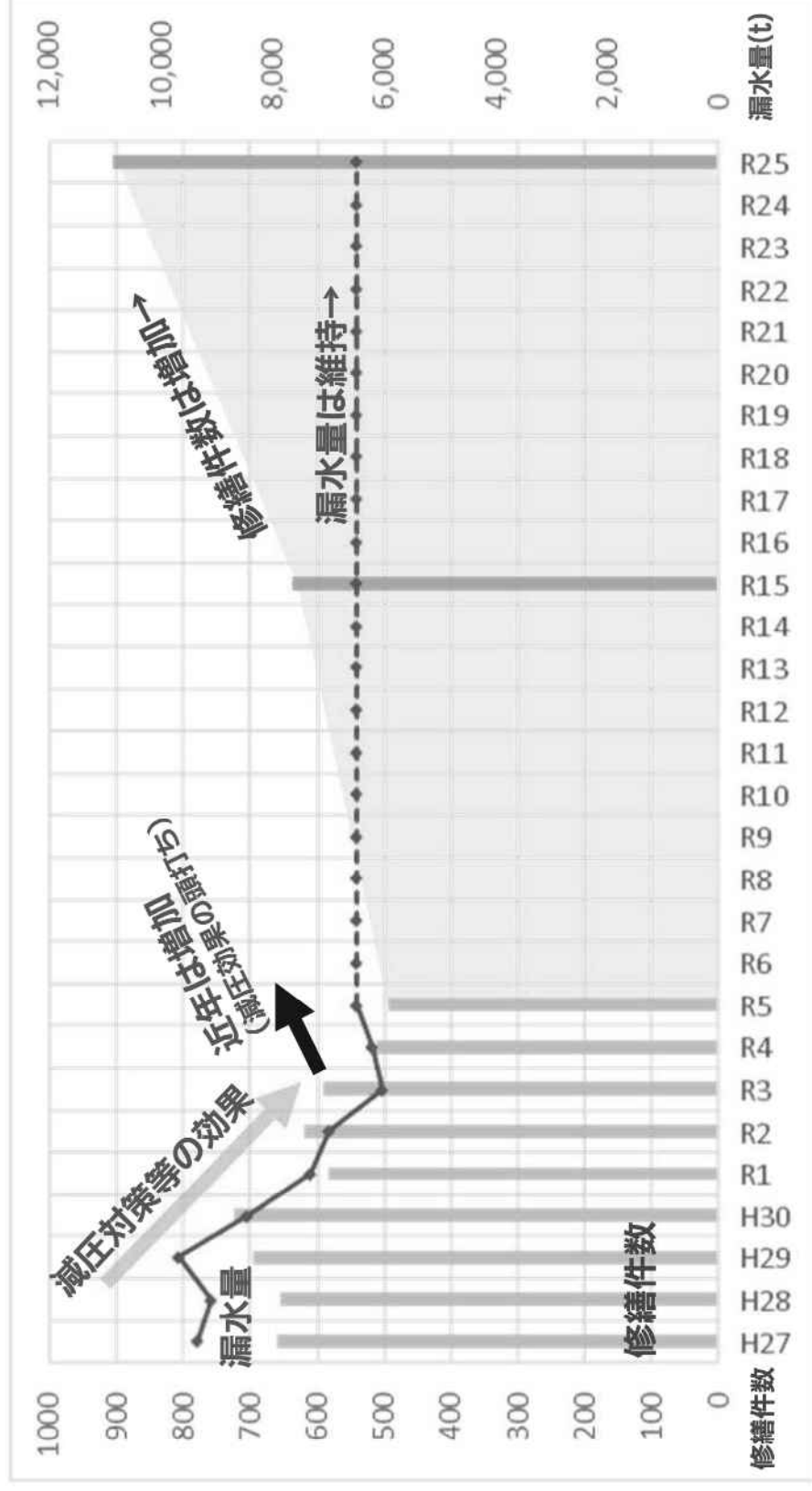
(2) 現状の配水量に対する有効水量の比率(以下「有効率」という。)が90%未満の事業にあっては、早急に90%に達するよう漏水防止対策を進めること。

また、現状の有効率が90%以上の事業にあっては、更に高い有効率の目標値を設定し、今後とも計画的な漏水防止に努めること。

なお、この場合、95%程度の目標値を設定することが望ましいものであること。

13.リスクマネジメント ～成果目標～

＜＜漏水量と修繕件数＞＞



今後、事故発生件数(修繕件数)の増加は避けられませんが...

①管路更新量の拡大によって事故件数を抑制

②管路リスクは小口径管路中心(事故件数は増えても、事故影響は増やさない)

③モニタリング強化等により早期に修繕し、断水・濁水の発生を抑える(サービス水準維持)

左記の達成指標が

**漏水量の
維持**

(4) 佐世保市下水道ビジョン

1) 再生水

佐世保市

下水道ビジョン2020

- 2020~2029 -

快適で恵み豊かな環境をまもる
佐世保の下水道

佐世保市水道局

第3章 現状と今後の課題 ～ 1 2 その他の課題～

Ⅱ. 資源の有効利用

本市は、資源の有効利用の観点から、下水処理水を再利用する再生水事業や污水处理の過程で発生する消化ガスを使用した発電に取り組んでいます。

【再生水事業】

《佐世保駅周辺再開発区域》

平成6～7年度の渇水を契機に、2003年（平成15年）から佐世保駅周辺の再生水事業を行っています。再生水は飲用には適さず、水道水とは別系統の専用管を建物内に設置して頂く必要があることから、面的な新規整備が行われ、かつ、需要の集中が見込まれる区域に整備する必要があります。

本市では、佐世保駅周辺再開発事業に併せて再生水施設の整備を進め、現在では駅周辺の大型商業施設や公共施設等の水洗トイレの洗浄水として利用されています。

しかし、再生水施設の整備後、当初再生水利用を見込んでいた商業施設の建設が見送られる等、現在の再生水利用量は予定していた目標に対して大きく下回っております。今後大規模な建物の新增設等がない限り、利用量の増加や採算性の改善が困難な状況となっている一方で、施設の老朽化が進んでおり、維持管理費の増加が見込まれます。

しかしながら、慢性的な水源不足の状況では、渇水対策として事業継続していく必要がありますので、今後新たな商業施設等の立地がある場合は、維持管理を賄える程度の最低限の採算性確保を目標として利用促進に努めるとともに、事業の在り方についても検討していく必要があります。

《ハウステンボス区域》

2011年（平成23年）から、市政策を支える一環としてハウステンボス排水高度処理施設を公有化し、ハウステンボス場内（及び隣接する宿泊施設等）を対象に再生水の供給を行っています。

今後も適切かつ能率的な運用に努めるとともに、事業の在り方についても関係機関・関係部局と検討していく必要があります。

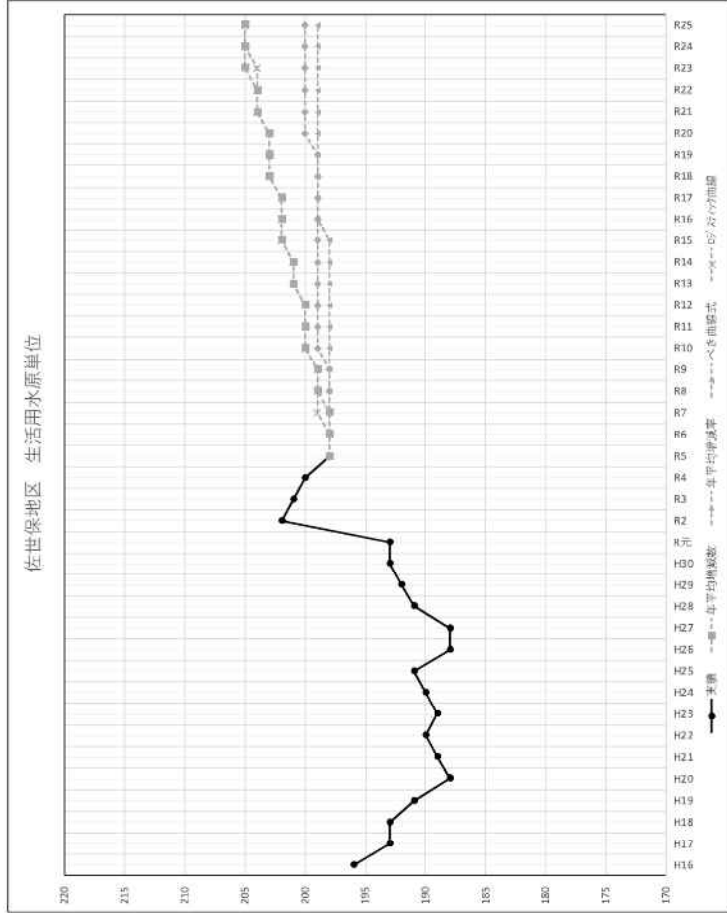


（５）時系列傾向分析

時系列傾向分析においては、統計的優位性の判断基準として、一般に「強い相関がある」とされている相関係数 0.70 以上の推計式の中から採用することとしている。

なお、相関係数に関し、事業認定取消訴訟一審判決においては、前回再評価での業務営業用水の推計（観光客数と小口需要の回帰分析）において「相関係数は 0.68 であり、相関の度合いは高くはないものの、一定の相関がある」と判示されたことを踏まえ、統計的優位性の判断基準を厳格に 0.70 以上とした。

佐世保地区（生活用水原単位：20年）



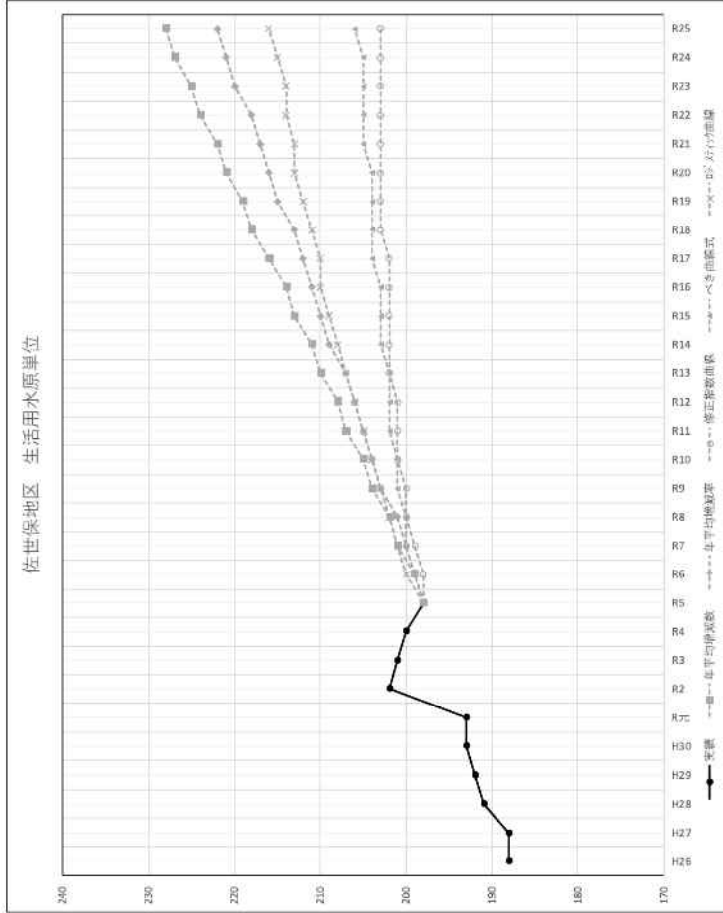
※実績期間（H16～R5）

※ロジスティック曲線のK値はR5全国平均値(229)を設定

※相関係数が低い

R=					0.53678297	0.534636097	0.255703874	0.518362754
	実績	年平均増減率	修正指数曲線	べき曲線式	ロジスティック曲線			
H16	196							
H17	193							
H18	193							
H19	191							
H20	188							
H21	189							
H22	190							
H23	189							
H24	190							
H25	191							
H26	188							
H27	188							
H28	191							
H29	192							
H30	193							
R元	193							
R2	202							
R3	201							
R4	200							
R5	198							
R6	198	198	計算不能		198			198
R7		198	計算不能		198			199
R8		199	計算不能		198			199
R9		199	計算不能		198			199
R10		200	計算不能		198			200
R11		200	計算不能		198			200
R12		200	計算不能		198			200
R13		201	計算不能		198			201
R14		201	計算不能		198			201
R15		202	計算不能		198			202
R16		202	計算不能		199			202
R17		202	計算不能		199			202
R18		203	計算不能		199			203
R19		203	計算不能		199			203
R20		203	計算不能		199			203
R21		204	計算不能		199			204
R22		204	計算不能		199			204
R23		205	計算不能		199			204
R24		205	計算不能		199			205
R25		205	計算不能		199			205

佐世保地区（生活用水原単位：10年）



※実績期間（H26～R5）

※ロジスティック曲線のK値はR5全国平均値(229)を設定

	R=	0.887157955	0.886079163	0.880040253	0.863292188	0.892702527
	実績	年平均増減率	年平均増減率	修正指数曲線	べき曲線式	対称式
H26	188					
H27	188					
H28	191					
H29	192					
H30	193					
R元	193					
R2	202					
R3	201					
R4	200					
R5	198					
R6	199	199	199	198	199	200
R7		201	200	199	200	201
R8		202	201	200	200	202
R9		204	203	200	201	203
R10		205	204	201	201	204
R11		207	205	201	202	205
R12		208	206	201	202	206
R13		210	207	202	202	207
R14		211	209	202	203	208
R15		213	210	202	203	209
R16		214	211	202	203	210
R17		216	212	202	204	210
R18		218	213	203	204	211
R19		219	215	203	204	212
R20		221	216	203	204	213
R21		222	217	203	205	213
R22		224	218	203	205	214
R23		225	220	203	205	214
R24		227	221	203	205	215
R25		228	222	203	206	216